

# 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

## 策定時の留意事項

令和元年 10 月

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局



## 目 次

はじめに	1
第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等	2
I ギャンブル等依存症対策の現状について	2
1 ギャンブル等依存症対策の対象	2
2 ギャンブル等依存症問題の現状について	2
3 これまでの都道府県の取組	3
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等について	3
III 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の基本的事項	3
1 推進体制	3
2 位置づけと対象期間	4
3 基本的な考え方	4
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について	4
V 計画策定費用への財政支援について	4
第二章 取り組むべき具体的施策	5
I 関係事業者の取組（I-1～3 公営競技における取組）	5
第1 公営競技における広告・宣伝の在り方	5
第2 公営競技におけるアクセス制限等	6
第3 公営競技における相談・治療につなげる取組	7
第4 公営競技における依存症対策の体制整備	9
I 関係事業者の取組（I-4 ぱちんこにおける取組）	10
第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方	10
第2 ぱちんこにおけるアクセス制限	11
第3 ぱちんこにおける施設内の取組	12
第4 ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組	13
第5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備	14
II 相談・治療・回復支援	16
第1 相談支援	16
第2 治療支援	21
第3 民間団体支援	22
第4 社会復帰支援	23
III 予防教育・普及啓発	25
IV 依存症対策の基盤整備	29
第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築	29
第2 人材の確保	31

V	調査研究 .....	32
VI	実態調査 .....	32
VII	多重債務問題等への取組 .....	32

## はじめに

平成 30 年 7 月、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号。以下「基本法」という。）が成立し、同年 10 月に施行された。

基本法においては、第 6 条において地方公共団体の責務として「地方公共団体は、(略)ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、第 14 条～第 22 条では国及び地方公共団体が行うべき具体的な施策が列挙されているところである。また、第 13 条第 1 項においては、「都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(略)を策定するよう努めなければならない。」とされている。

一方、平成 31 年 4 月 19 日に基本法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。基本計画においては、「地域におけるギャンブル等依存症対策の着実な推進を図るためには、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組が重要である。このため、政府においては、全都道府県が速やかに都道府県計画を策定するよう促すこととする。」とされているところである。

基本法の国会質疑においても、法案提出者から、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）について「全ての都道府県で作成されるということが望ましいわけでございます」「都道府県の実情に即した計画を立てるといった必要がございます」との答弁があり、また、基本法第 32 条に基づいて設置されたギャンブル等依存症対策推進関係者会議（以下「関係者会議」という。）の議論においては、「大事なものは都道府県の推進計画がしっかりできて、各都道府県で実施されていくということだと思います。これは国の計画ですけれども、これがぜひ都道府県のほうに広がっていくような形をお願いしたいと思います」と指摘されているところである。

この都道府県計画策定の留意事項は、都道府県が都道府県計画を策定する際に留意する事項や当該計画中に盛り込まれることが期待される事項等を解説すること等により、国として都道府県を支援することを目的に作成したものである。なお、本資料は、基本計画の構成に沿いながら留意事項等を記載しているが、基本法上、都道府県計画は都道府県の実情に即して策定することとされており、基本計画の趣旨から大きく逸脱するものでなければ、策定手続や計画の構成等については、地域の実情に応じて検討いただきたい。

地域におけるギャンブル等依存症対策を着実に推進するためには、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組が重要である。各都道府県においては、これらの経緯等も踏まえ、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、それぞれの実情に即した都道府県計画を速やかに策定することにより、地域においてギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築していく必要がある。